

定期監査報告(第6号)

1. 監査の対象

学校教育課（全小中学校）

2. 監査の期日

令和5年1月31日（火）

令和5年2月1日（水）

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【学校教育課】

・委託業務並びに各工事関係について

業務並びに工事関係の契約書と実施業務内容に乖離が見られる。

①工事監督員並びに現場代理人、業務担当者並びに業務処理責任者の提出などが求められている契約書にもかかわらず、その処理されていないものがある。また、契約書上に上記の者の指定がないものに、担当者などが指定されている。

②工事工程表の記入については、必ず契約工期が判読できるものとすべきである。あるものについては、実施工程的なものを作成し提出されている。

③予定価格調書に最低制限価格算出表が添付されていないものがある。

予定価格調書と最低制限価格算出表は必ず一緒に封書に入れ、割印をすべきである。

④小学校英語教育業務について、月ごとに支払われているものの、契約書上では完了と確認されたものが支払われることとなっている。故に月ごとに提出してもらう書類の様式並びに記載事項等を仕様書に明示すべきである。

【全ての学校】

・ 備品台帳の整備について

これまでも、監査で指摘しているが、未だに様式が統一されていなかったり、記載内容が判明できないものがある。改めて備品台帳は最新のもので整備すべきである。